

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、コーポレートガバナンスに関する考え方を整理したものと「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下、「当社ガイドライン」といいます。)」を策定しています。ここで、コーポレートガバナンスを次のように定義しています。

「当社グループにおいてコーポレートガバナンスとは、取締役会が最高経営責任者を監督するシステムを備えてその機能を強め、ステークホルダー(株主・投資家、お客さま、お取引先および当社グループ従業員等)と対話しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させるための仕組みおよび取り組みをいう。(当社ガイドライン第2条)」

当社ガイドラインは、本報告書の「5その他2. コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に一括して記載しておりますので、ご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

1. 政策保有株式および議決権行使に関する基本方針 (原則1-4)

当社は、長期にわたる円滑な取引関係の維持・強化等を通じて、当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的に、上場会社の株式を保有します。この政策保有株式について、取締役会において毎年定期的に保有の目的および経済合理性について検証します。

また、上記株式について議決権を行使する際には、議案ごとに精査し決定します。

なお、政策保有株式の経済合理性に関する取締役会の検証は、2015年度中に実施を開始する予定です。(当社ガイドライン第10条)

2. 取締役および監査役の報酬を決定する手続き (原則3-1-3)

取締役および監査役の報酬決定手続きにおける人事報酬諮問委員会は、2015年度中に設置する予定です。(当社ガイドライン第23条、第30条)

3. 取締役および監査役候補者指名手続き (原則3-1-4)

取締役および監査役候補者指名手続きにおける人事報酬諮問委員会は、2015年度中に設置する予定です。(当社ガイドライン第23条、第24条)

4. 取締役および監査役個々の指名理由 (原則3-1-5)

2016年6月に予定されている次回株主総会から開示する予定です。(当社ガイドライン第22条)

5. 取締役会の実効性評価 (補充原則4-11-3)

取締役会は、年1回、議案審議プロセスの検証や改善点の抽出を自ら行う機会を設け、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用します。また、評価結果の概要を開示します。

なお、取締役会の実効性評価は、2015年度中に評価手法の詳細を検討し、実施を開始する予定です。(当社ガイドライン第28条)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 関連当事者間取引の手続き (原則1-7)

取締役会規程において、取締役が競業取引・自己取引・利益相反する間接取引を行う場合は取締役会の承認を要すること、および取引終了後も重要な事実を取締役に報告する旨規定しています。(当社ガイドライン第9条(3)、第17条(4)に一部記載)

2. 情報開示の充実 (原則3-1)

1) 経営理念 (原則3-1-1)

当社グループの目指すべきところ、社会における存在意義および当社グループ役員・従業員が共有すべき価値を示すものとして、次のとおり経営理念を定めています。

<三機工業グループ経営理念>

エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し、広く社会の発展に貢献する。

- ・技術と英知を磨き、顧客満足の向上に努める
- ・コミュニケーションを重視し、相互に尊重する
- ・社会の一員であることを意識し、行動する

2) 経営計画 (原則3-1-1)

中期経営計画は金融商品取引所の規則に基づく適時開示および当社ホームページで開示しています。

3) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (原則3-1-2)

本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

4) 取締役および監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き (原則3-1-3)

取締役および監査役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、固定報酬、賞与およびストックオプションの3要素により、株主の長期的利益に連動し、企業価値最大化への意欲を高めるものとなるよう、取締役・監査役別および常勤・非常勤別に、毎年、以下の各要素のバランスを考慮して決定しています。

- | 1 固定報酬 | 役位・担当範囲別 |
|--------|----------|
|--------|----------|

2 賞与 期間業績連動部分
 3 ストックオプション 長期インセンティブとして役位別に付与
 取締役・監査役別および常勤・非常勤別の各要素の内容と手続きは以下のとおりです。

	固定報酬	賞与	ストックオプション	手続き
常勤取締役	○	○	○	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
非常勤取締役	○	—	—	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
常勤監査役	○	○	—	監査役の協議により決定
非常勤監査役	○	—	—	監査役の協議により決定

(注)「○」は要素あり、「—」は要素なしを示す。
 (当社ガイドライン第30条)

5) 取締役の役割と候補者指名方針 (原則3-1-4)

取締役は、株主の負託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の重要な意思決定を行うとともに職務執行に対する監督を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努めることがその役割であると考えています。

取締役会は、豊富な実務経験と知識、高い識見と倫理観を有し、上記の取締役の役割を果たすことが見込まれる人物を取締役候補者として指名します。

なお、社外取締役候補者については、これに加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名します。
 (当社ガイドライン第17条、第19条)

6) 監査役の役割と候補者指名方針 (原則3-1-4)

監査役は、取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努めることがその役割であると考えています。

取締役会は、事前に監査役会の同意を得たうえで、高い識見と倫理観を有し、上記の監査役の役割を果たすことが見込まれる人物を監査役候補者として指名します。

なお、監査役のうち1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を選任するよう努めています。(当社ガイドライン第20条、第21条)

7) 取締役および監査役候補者の指名手続き (原則3-1-4)

取締役および監査役候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問機関である人事報酬諮問委員会の審議を経て、人事報酬諮問委員会が取締役会に上程し、取締役会が取締役および監査役候補者に関する株主総会議案を決定しています。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得るものとしています。(当社ガイドライン第21条、第23条、第24条)

3. 取締役会決議事項および経営陣への委任の範囲 (補充原則4-1-1)

取締役会付議基準により、法定事項および重要な意思決定を行う事項を定めています。また、社長の諮問会議である経営会議への付議基準を設け、日常的な業務執行のうち重要性が高いものについて、経営会議での審議を経て社長が決定しています。

4. 社外役員の独立性基準 (原則4-9)

当社において、社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するためには、株主総会に提出する選任議案を決定する時点において、以下の各号のいずれにも該当しないこととしています。

- 1 当社を主要な取引先(注1)とする者又またはその業務執行者(注2)
- 2 当社の主要な取引先(注1)またはその業務執行者(注2)
- 3 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- 4 最近(注4)において上記1号～上記3号のいずれかに該当していた者
- 5 次の(イ)～(ニ)までのいずれかに該当していた者の二親等以内の親族(ただし、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている者を除く)
 - (イ) 上記1号～上記4号までに掲げる者
 - (ロ) 当社の子会社の業務執行者(注2)
 - (ハ) 当社の子会社の非業務執行取締役(社外監査役を独立役員に指定する場合)
 - (ニ) 最近(注4)において上記(イ)、(ロ)または当社の業務執行者(注2)に該当していた者
- 6 最近(注4)において、当社の主要株主のうち、保有割合が3年以上連続して10%以上の株主(法人企業である場合には業務執行者、組合等の団体である場合は業務執行者と同等程度に重要な地位にある者)

(注1)「主要な取引先」とは、原則として当社の年間連結売上高の3%以上を3年以上連続している場合をいう

(注2)「業務執行者」とは、業務執行取締役および従業員のうち部門長(本部長、事業部長、支店長)クラスの管理職をいう

(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、金額に換算して年間1千万円以上をいう

(注4)「最近」とは、株主総会に提出する選任議案を決定する時点から起算して5年前までをいう

5. 取締役会の構成方針 (補充原則4-11-1)

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、その人数は、定款に定める範囲内で機能が最も効果的かつ効率的に発揮される適切な人数とし、定期的に構成等を見直す機会を設けています。なお、監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べています。(当社ガイドライン第18条)

6. 社外役員の兼務状況 (補充原則4-11-2)

本報告書の「2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況のうち、【取締役関係】会社との関係(2)および【監査役関係】会社との関係(2)」に記載のとおりです。

7. 取締役・監査役に対するトレーニング方針 (補充原則4-14-2)

取締役および監査役を対象に、就任時においては当社の歴史、業績、将来の事業構想および法律・財務・会計等の情報提供を行っています。また就任後は、経営の監督・監査に関するトレーニング機会および知識入手機会の定期的な提供に努めています。(当社ガイドライン第29条)

8. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針 (原則5-1)

管理本部長を株主との対話を行う際の統括者とし、対話を行う役員・部署との調整を行っています。機関投資家向けに開催している決算説明会や特に要請のある株主との対話では経営トップも同席していますが、対話の実施にあたっては株主構造の把握や、インサイダー情報の管理に留意しています。今後ともホームページ等による情報開示や、対話で得られた株主の意見・要望等について取締役会で情報共有を進めるとともに、個人投資家向け説明会への参画も検討していきます。

2. 資本構成



外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井生命保険株式会社	6,300,000	9.91
明治安田生命保険相互会社	5,700,000	8.97
日本生命保険相互会社	4,672,000	7.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,627,100	4.13
三機共栄会	2,571,500	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,246,000	3.53
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	1,702,074	2.68
ジェーピーモルガンチェースバンク385093	1,595,700	2.51
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップパリュールポートフォリオ	1,378,100	2.17
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	1,352,205	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、2015年4月8日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書No. 5)により、2015年4月1日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」に含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書No. 5)の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称: ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー
 住所: 11988 El Camino Real, Suite, 500, San Diego, CA 92191, U. S. A.
 所有株式数(千株): 6,637
 発行済株式総数に対する
 所有株式数の割合(%) 9.96

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社および上場子会社はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山本 幸央	他の会社の出身者									○				
西尾 弘樹	他の会社の出身者					△			○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 幸央	○	三井生命保険株式会社の顧問を兼職しており、当社は同社と建築設備工事請負契約および生命保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井生命保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えっております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
西尾 弘樹	○	2008年6月まで当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の取締役であり、2009年3月まで同社の持株会社である株式会社三井住友フィナン	企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井口 武雄		三井住友海上火災保険株式会社のシニアアドバイザーを兼職しており、当社は同社と建築設備工事請負契約および損害保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏は、キッコーマン株式会社および株式会社カネカの社外取締役を兼職しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。	企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井住友海上火災保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は、当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外監査役として適任と考えております。
則定 衛	○	京橋中央法律事務所を主宰しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。	弁護士としての専門的知識・経験に基づき、当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】4. 社外役員の独立性基準(原則4-9)」記載のとおりです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役(社外取締役を除く)の報酬について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを導入しました。詳細は、本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】2. -4)」記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に加え、当社の執行役員に対しても、取締役と同内容の株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

<第91期事業報告、第91期有価証券報告書>
当期の取締役および監査役の報酬等の額は、下記のとおりであります。

・取締役 12名 202,352千円(うち社外取締役4名 18,480千円)
・監査役 5名 73,843千円(うち社外監査役2名 18,480千円)

詳細は、本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】2. -4)」記載のとおりです。

- (注)1. 取締役および監査役の支払人員には、2014年6月26日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名を含んでいます。
2. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額として取締役分35,840千円および監査役分12,160千円がそれぞれ含まれております。
3. 報酬等の額には、2014年6月26日開催の第90回定時株主総会決議により、株式報酬型ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権11,815千円が含まれております。
4. 上記のほか、2012年6月27日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役4名に対して90,420千円(うち社外取締役2名 12,420千円)、監査役1名に対して15,420千円を支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額(取締役分80,208千円、監査役分15,417千円)が含まれております。
5. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額450百万円であります。
(2006年6月28日開催の第82回定時株主総会決議)
6. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額100百万円であります。
(2006年6月28日開催の第82回定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬の額又はその算定方法につきましては、本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】2. -4)」記載のとおりです。なお、当社の役員退職慰労金制度は2012年3月31日付をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対する情報伝達としては、原則として取締役会・監査役会の開催前に議案とともに説明資料を送付しております。

また、社外取締役・社外監査役の報酬水準についての方針としては、社外役員としての独立性を損なわない範囲内で当社への貢献に相応しい額といたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要

1. 取締役会は毎月1回以上開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。また、社長執行役員が指名する取締役および執行役員により構成される経営会議を毎週開催し、取締役会付議事項その他の重要事項について審議するとともに、執行役員等により構成される執行役員会を3ヶ月に1回以上開催し、社長執行役員および部門担当執行役員からの方針伝達と執行役員からの業務執行状況報告等を行っております。
2. 当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は年6回以上開催し、監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また監査役は取締役会その他重要な会議へ出席し、必要に応じて意見表明を行うなど法令および監査方針に基づいた適正な監査を行っており、会計監査および業務監査においては、会計監査人、内部監査部、内部統制部門との連携を図り、その実効性を高めるよう努めております。
3. 内部監査は内部監査部が実施しており、内部監査部は、年度監査計画に基づき各業務執行部署の業務遂行について定期または臨時に監査を実施し、内部管理体制の適切性・有効性等を検証するとともに必要に応じて管理本部等の内部統制部門との意見交換や問題点の改善・是正に関する提言を行い、監査結果を社長執行役員、担当執行役員および監査役に報告することとしております。
4. 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は森行一、金子一昭(以上、公認会計士法第34条の10の5に定める指定有限責任社員)の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については両氏ともに7年以内であるため記載を省略しております。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等5名、その他6名であります。当社は公認会計士による監査の実施において、内部統制部門による正しい経営情報の提供などにより、公正普遍的な立場から監査が実施される環境を整備しております。

(2) 監査役機能強化に向けた取組状況

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」ならびに「内部統制システム等に関する事項」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況」(2)6.「監査役機能の強化が実効的に行われることを確保するための体制」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1) 現状の体制を採用している理由

当社は、経営効率の向上と意思決定の迅速化をはかるため、経営機能を意思決定・監督機能を担う取締役会と業務執行機能を担う執行役員とに分離する執行役員制度を採用しております。その上で、社外取締役、監査役会(社外監査役を含む)、内部監査部、会計監査人により、取締役会の意思決定および執行役員による業務執行を多層的に監視・牽制することで、業務の適法性・適正性を確保する体制としております。

(2) 社外取締役に係る事項

社外取締役は、取締役会における議決権の行使を通じて取締役会の意思決定に直接的に関与することで、上記監視・牽制機能を発揮する役割を担っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2015年12月18日付で制定した三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン第6条に基づき、株主総会開催日程に配慮しております。なお、2015年の第91回定時株主総会は、6月25日に開催しております。
その他	当社ホームページおよび当社株式上場取引所ホームページにおいて当社招集通知を発送前開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月)および必要に応じて、社長執行役員、管理本部担当執行役員および管理本部長による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上で決算短信(四半期決算短信を含む)、決算説明資料(決算概要)、有価証券報告書および株主通信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報のうち、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】8. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針(原則5-1)」記載のとおりです。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2002年12月1日付で制定した三機工業行動規範・行動指針(2012年5月1日付で三機工業グループ行動規範・行動指針に改正)及び2015年12月18日付で制定した三機工業コーポレートガバナンス・ガイドラインに、ステークホルダーとのコミュニケーションを大事にし、その立場を尊重する趣旨を盛り込んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、その事業内容として環境保全のための新技術を研究開発・導入しております。また、事業活動において廃棄物処理法等の環境関連法規の遵守を徹底しております。2006年度は、ISO14001の認証を全社に拡張しました。CSR活動につきましては、2006年4月1日付でCSR推進本部を設置し、CSR活動の強化を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の経営状況、事業活動等の企業情報については、行動指針においてステークホルダーに対する適時・適切な開示を定めており、当社ホームページや統合報告書「SANKI REPORT」等を通じて積極的にご提供しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、顧客、取引先、株主・投資家、役職員、社会等様々なステークホルダーとの末長い良好な関係の維持が経営戦略上の最重要課題と認識しており、コンプライアンスの徹底が不可欠と考えております。

(2) 整備状況

当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を次の1～6のように定めております。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業倫理規程にもとづき、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を中心に、三機工業グループコンプライアンス宣言、三機工業グループ行動規範・行動指針および三機工業グループ行動基準等の浸透をはかり、コンプライアンス推進活動を実施する。

(2) 法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透をはかる。

(3) 内部監査部門等により、遵法の指導、モニタリングを実施し、コンプライアンスを強化する。

(4) 通報窓口を活用し、社内の自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止をはかる。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除する。

(6) 万が一コンプライアンスに反した事態が発生した場合は、就業規程等により厳正に対処する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令の定めおよび社内規則（文書保管・保存規則、情報セキュリティリスク管理規則等）に則り、適切な保存・管理を行い、その状況を確認する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営リスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、損益、環境、災害などに係るリスク）については、リスク管理委員会を設置し、全社のリスクを一元的に管理する。リスク管理委員会のもとに分科会を設け、特定のリスクについて評価、コントロールを行う。

(2) 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合、社長執行役員は速やかに対応部署および責任執行役員を定める。重要な経営判断を要する事項については、その重要度に応じて経営会議、取締役会において判断する。

(3) 財務報告に係る内部統制規程、経理規程等に則り、財務報告の適正性を確保する。

4. 取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、経営会議、執行役員会等での審議・報告により経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

(2) 当社は、子会社に対し当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の重要な組織・経理・業務・財務状況等に関しては、子会社管理規則に則り、それぞれの子会社の担当執行役員および担当部署への速やかな報告、承認を通じて管理する。

(2) 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、必要があるときは、取締役に対して監査役スタッフの派遣を求めることができる。また、監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(2) 監査役スタッフの人事異動に際しては、人事担当執行役員は、事前に監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役は、取締役会、経営会議、企業倫理委員会、執行役員会その他重要な会議に出席する。

(4) 監査役は、役員・従業員から報告・重要な書類の提示を受け、また、内部監査部門から内部監査の報告を受ける。

(5) 子会社の取締役・監査役および従業員（以下「子会社の役職員」という。）は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(6) 子会社の役職員およびこれらの者から報告を受けた者は、監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に監査役に報告することができる。

(7) 監査役に報告をおこなった当社グループの取締役および従業員は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

(8) 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

(9) 監査役は、内部監査部門および会計監査人と随時協議し、必要な場合は内部監査部門に対して特定事項の調査を依頼することができる。

(10) 監査役は、当社グループの取締役および従業員に対して業務執行に関する必要な事項の調査・説明を求めることができる。調査・説明を求められた当社グループの取締役および従業員は、速やかに適切な調査・説明を行わなければならない。

(11) 社長執行役員は監査役と定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1. 三機工業グループ行動規範・行動指針に反社会的勢力への対応方針を記載するとともに、研修によりこれを社内に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係の遮断、排除に努めております。

3. 反社会的勢力からの接触には、管理本部を対応統括部署とし、各事業所における不当要求防止担当部署と緊密に連携をとりながら毅然とした態度で対応しております。

4. 発注先からは、取引開始にあたって「反社会的勢力排除に関する差入書」を受領しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- (1) CSR推進本部を中心として、コーポレート・ガバナンス体制の一層実効性のある監査・検証を継続して行ってまいります。
- (2) 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。
 - 1 会社における重要事項につきましては、詳細な基準を設けた社内規程により毎週開催される社長執行役員が指名する取締役および執行役員により構成された経営会議および毎月1回以上開催される取締役会に対して付議、報告義務を課しております。
 - 2 重要な会社情報については、金融商品取引法および証券取引所が適時開示を要請する情報について対象とする「内部者取引防止規則」に基づき適切に把握・管理し、適時・適切に開示しております。
 - 3 監査役および会計監査人である新日本有限責任監査法人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。
 - 4 内部監査部による内部監査を定期または臨時に行い、内部管理体制の適切性・有効性等を検証するとともに、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を受けております。また、その結果は社長執行役員、担当執行役員および監査役にも報告されております。
- (3) 当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を示す「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン」については以下のとおりであります。

三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン

制定 2015年12月18日

第1章 総 則

(目的)

第1条 三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。))は、三機工業株式会社(以下、「当社」という。))および三機工業グループ(以下、「当社グループ」という。))が、当社グループの経営理念に基づき、当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を示すものである。

(定義)

第2条 当社グループにおいてコーポレートガバナンスとは、取締役会が最高経営責任者を監督するシステムを備えてその機能を強め、ステークホルダー(株主・投資家、お客さま、お取引先および当社グループ従業員等)と対話しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことによって、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させるための仕組みおよび取り組みをいう。

(会社の意思決定に関する組織体制)

第3条 当社は、機関設計として独任制・常勤制の監査役を有する監査役会設置会社を採用し、監査役・監査役会が取締役職務の執行を監査するとともに会計監査人が計算書類等を監査しつつ、取締役会が重要な意思決定を行う。

(実践の態度)

第4条 当社グループは、コーポレートガバナンスを実践するにあたっては、企業の社会的責任の重さを自覚し、ステークホルダーとの積極的なコミュニケーションや建設的な対話を誠実にを行うことにより、継続的な信頼関係の構築に努める。

(改廃)

第5条 本ガイドラインの改廃は取締役会の決議を要する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第6条 当社は、株主総会に際し、株主がその権利を適切に行使できるよう、以下の環境整備に努める。

- 1. 株主総会招集通知の早期発送と当社ホームページ等での早期開示により、株主が株主総会議案を十分に検討できる期間を保証する。
- 2. 株主総会議決の反対票について必要に応じて原因分析を行う。
- 3. 株主総会から取締役会が重要な意思決定の委任を受ける場合はコーポレートガバナンス体制を検証する。
- 4. 信託銀行名義の株主から議決権行使等の要請があった場合には適切に対応する。
- 5. 株主総会開催日程に配慮する。

(株主の平等性の確保)

第7条 当社は、いずれの株主もその保有株式の数に応じて平等に扱う。特に、情報開示にあたっては株主間で情報格差が生じないように努める。

(資本政策の基本方針)

第8条 当社は、財務基盤の安定化をはかり、資金調達を行う場合は間接金融を基本とする。また将来にわたる成長に向けた技術開発や人材教育等の先行投資、財務基盤の安定および株主還元を適切にバランスさせた資本政策を実施する。

(株主の権利の保護)

第9条 当社は、株主の権利に影響を及ぼす政策を実施する場合には、株主の権利を保護する観点から、取締役会および監査役はその必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続きを確保しつつ、株主に十分な説明を行う。

- (2) 公開買い付けに付された場合、取締役会としての考え方を株主に説明を行う。
- (3) 関連当事者間取引を行う場合、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会は適切な手続きを定める。

(政策保有株式および議決権行使に関する基本方針)

第10条 当社は、長期にわたる円滑な取引関係の維持・強化等を通じて、当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的に、上場会社の株式を保有する。この政策保有株式について、取締役会において毎年定期的に保有の目的および経済合理性について検証する。

(2) 上記株式について議決権を行使する際には、議案ごとに精査し決定する。

第3章 株主以外のステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準)

第11条 当社グループ役員・従業員は、「三機工業グループ コンプライアンス宣言」、「三機工業グループ 行動規範・行動指針」および「三機工業グループ 行動基準」等の行動準則を遵守し、常に倫理的に行動する。

(2) 当社は、事業活動において倫理的な判断や行動を自律的に行うことができる組織風土が醸成されているか等、行動準則の実効性について定期的に取締役会で検証する。

(ステークホルダーとの関係)

第12条 当社グループ役員・従業員は、ステークホルダーとの協働において、常にステークホルダーの利益を考慮する。

(2) 当社グループの違法または非倫理的な行為を察知し、これを関係先(当社内部通報窓口を含む)に通報したステークホルダーに対し、当社グループは一切の不利益な取り扱いをしない。

(サステナビリティ)

第13条 当社グループは、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について適切に対応するとともに、取締役会は積極的・能動的に取り組むよう検討する。

(ダイバーシティ)

第14条 当社グループは、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが持続的な成長を確保する上で強みとなり得るとの認識に立ち、ダイバーシティ(多様性確保)を推進する。

(内部通報)

第15条 当社は、内部通報窓口を社内・社外に設置し、情報提供者の秘匿と不利益な取り扱いの禁止等、内部通報に係る適切な体制の整備に努めるとともに、取締役会はその運用状況を監督する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示に関する基本方針)

第16条 当社は、会社法等の法令および適用ある金融商品取引所規則に従い、当社グループの情報を適時適切に開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役および取締役会の役割)

第17条 取締役および取締役会は、株主の負託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の重要な意思決定を行うとともに職務の執行に対する監督を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努める。

(2) 取締役および取締役会は、内部統制システムの構築、リスク管理体制の整備および適時適切な情報開示に努める。

(3) 取締役会は、最高経営責任者の後継者選定に関し随時状況の監督を行う。

(4) 取締役会は、利益相反取引に関する手続きを定め、取引の審議・承認を行う。

(取締役会の構成方針)

第18条 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、その人数は、定款に定める範囲内で機能が最も効果的かつ効率的に発揮される適切な人数とし、定期的に構成等を見直す機会を設ける。なお、監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

(取締役候補者指名方針)

第19条 取締役会は、豊富な実務経験と知識、高い識見と倫理観を有し、第17条の取締役および取締役会の役割を果たすことが見込まれる人物を取締役候補者として指名する。

(2) 社外取締役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。

(監査役役割)

第20条 監査役は、取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努める。

(監査役候補者指名方針)

第21条 取締役会は、事前に監査役会の同意を得たうえで、高い識見と倫理観を有し、前条の監査役の役割を果たすことが見込まれる人物を監査役候補者として指名する。

(2) 社外監査役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。

(3) 監査役のうち1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を選任するよう努める。

(個々の指名理由の開示)

第22条 当社は、取締役および監査役候補者の指名理由を開示する。

(人事報酬諮問委員会)

第23条 当社は、取締役および監査役候補者の指名および報酬体系・水準等を審議するため、取締役会のもとに社長および社外取締役等を構成員とする人事報酬諮問委員会を設置する。

(指名手続き)

第24条 当社は、取締役および監査役候補者の指名にあたっては、人事報酬諮問委員会の審議を経て、人事報酬諮問委員会が取締役に審議の結果を上程し、取締役会は株主総会議案として決定する。

(社外役員の役割)

第25条 社外役員は、株主の共同の利益の観点から当社の経営の成果を検証・評価する重要な役割を果たすため、当社経営のために十分な時間を確保する。

(2) 他会社等の役員を兼務する場合は、兼務状況を開示する。

(3) 社外役員の独立性基準については、別紙のとおりとする。

(社外役員による会合)

第26条 当社は、社外役員を構成員とする社外役員連絡会を定期的に開催し、必要な情報の交換と認識の共有をはかり、自由な意見交換を行う。

(取締役会の運営)

第27条 当社は、取締役会において、自由で建設的な気風の醸成に努めるとともに、円滑な運営のため以下の実施に努める。

1. 年間スケジュール、予想審議事項を決定する。
2. 会日に十分に先立って取締役会資料を配付する。
3. 審議項目数、開催頻度を適切に設定する。
4. 審議時間を確保する。
5. 取締役会資料以外の十分な情報提供を行う。

(取締役会の評価)

第28条 取締役会は、年1回、議案審議プロセスの検証や改善点の抽出を自ら行う機会を設け、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用する。なお、評価結果の概要を開示する。

(取締役および監査役のトレーニング)

第29条 当社は、取締役および監査役を対象に、就任時においては当社の歴史、業績、将来の事業構想および法律・財務・会計等の情報提供を行う。

(2) 当社は、取締役および監査役の就任後、経営の監督・監査に関するトレーニングの機会および知識入手の機会を定期的に提供するよう努める。

(取締役および監査役の報酬)

第30条 当社は、取締役および監査役の報酬について、株主総会で決議された限度額の範囲内で、固定報酬、賞与およびストックオプションの3要素により、株主の長期的利益に連動し、企業価値最大化への意欲を高めるものとなるよう、取締役・監査役別および常勤・非常勤別に、毎年、以下の各要素のバランスを考慮して決定する。

1. 固定報酬 役位・担当範囲別
2. 賞与 期間業績連動部分
3. スtockオプション 長期インセンティブとして役位別に付与

(2) 取締役・監査役別および常勤・非常勤別の各要素の内容と手続きは以下による。

	固定報酬	賞与	ストックオプション	手続き
常勤取締役	○	○	○	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
非常勤取締役	○	—	—	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
常勤監査役	○	○	—	監査役の協議により決定
非常勤監査役	○	—	—	監査役の協議により決定

(注)「○」は要素あり、「—」は要素なしを示す。

第6章 株主との対話

(株主との対話に関する基本方針)

第31条 取締役会は、株主との対話にあたり、株主構造の把握、合理的な範囲での面談対応および建設的な対話の体制整備に努める。

付 則

本ガイドラインは2015年12月18日より実施する。

(別紙)

社外役員の独立性基準

当社において、社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するためには、株主総会に提出する選任議案を決定する時点において、以下の各号のいずれにも該当しないことを要する。

1. 当社を主要な取引先(注1)とする者またはその業務執行者(注2)
2. 当社の主要な取引先(注1)またはその業務執行者(注2)
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
4. 最近(注4)において上記1号～上記3号のいずれかに該当していた者
5. 次の(イ)～(ニ)までのいずれかに該当していた者の二親等以内の親族(ただし、離婚、離縁等などによって親族関係が解消されている者を除く)
(イ)上記1号～上記4号までに掲げる者
(ロ)当社の子会社の業務執行者(注2)
(ハ)当社の子会社の非業務執行取締役(社外監査役を独立役員に指定する場合)
(ニ)最近(注4)において上記(イ)、(ロ)または当社の業務執行者(注2)に該当していた者
6. 最近(注4)において、当社の主要株主のうち、保有割合が3年以上連続して10%以上の株主(法人企業である場合には業務執行者、組合等の団体である場合は業務執行者と同等程度に重要な地位にある者)

(注1)「主要な取引先」とは、原則として当社の年間連結売上高の3%以上を3年以上連続している場合をいう

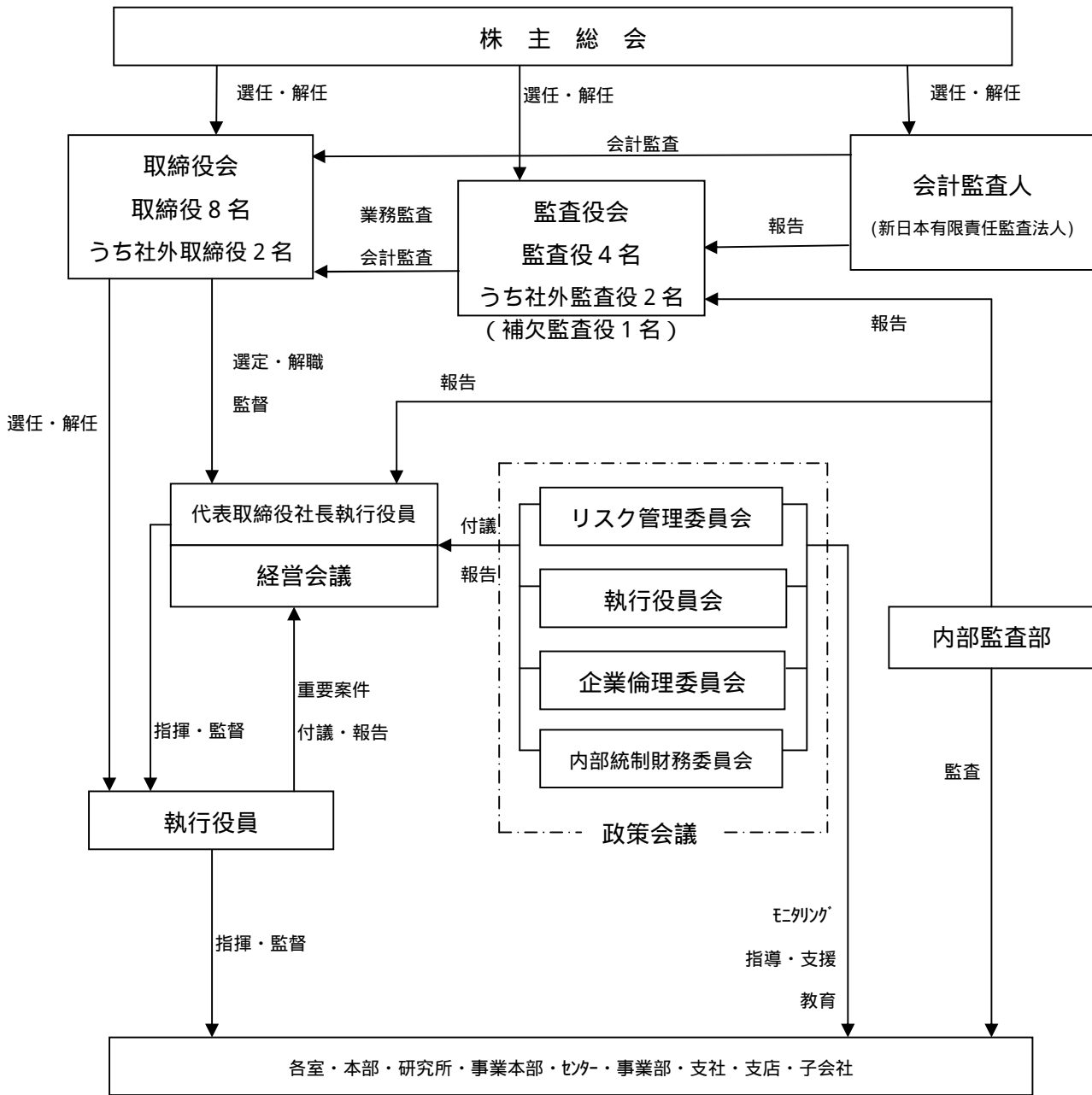
(注2)「業務執行者」とは、業務執行取締役および従業員のうち部門長(本部長、事業部長、支店長)クラスの管理職をいう

(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、金額に換算して年間1千万円以上をいう

(注4)「最近」とは、株主総会に提出する選任議案を決定する時点から起算して5年前までをいう

以上

<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>



< 適時開示体制 模式図 >

